

「黒い雨」訴訟 広島高裁判決(2021・7・14)

原爆医療法の理念を引き継いだ 被爆者援護法の意義

「原爆の被害について他の戦争被害とは異なる特別なものであることが認められ、人道上の見地から、いまだに健康被害が生じていない被爆者に対する健康管理と既に健康被害が生じている被爆者に対する治療に遺憾なきようにするために、政治的な観点から制定されることとなった法律であり、それが科学的知見のみに依って立つものではなかったのは明らかである」 (厚生省の通知・昭32・5・14に)「『疑わしきは申請者の利益に』という方針で臨むべきであることが明らかにされている。」